

中国産ハチミツに 抗生物質が残留

その経過と対応

中国産ハチミツに抗生物質の残留が検出され、輸入の一時停止処分がEUを皮切りに各国で行われている。わが国でもEUの動きを受けて、本年1月から通関検査を強化してきたところ、4月8日、同26日に検査した中国産ハチミツから、ストレプトマイシンが検出された。そこで厚生労働省食品保健部監視安全課から同日付け「中国産ハチミツのストレプトマイシンに対し、食品衛生法第15条3項に基づく検査命令を輸入の届け出に対して実施」する旨の通達内容が発表された(厚生労働省, 2002)。

ハチミツ輸入量の90%を中国産が占めているところから、大きな問題になっており、生産者団体である日本養蜂はちみつ協会ではハチミツの需給の逼迫を見越し、消費者のハチミツ離れを危惧して、この問題を他山の石とすべく「国産ハチミツの品質向上について」会長通達を出している(日蜂協, 2002)。

この発端は2001年にEU加盟国の通常の検査で、中国、ベトナム、インドネシア産の魚介類(エビ類)から抗生物質クロラムフェニコールが検出されたことにある。このため、昨年11月、EUの食料および獣医学事務所の査察官がこの問題に関しては1998、99年に次いで3度目の中国訪問をし、動物体および由来製品中の残留物防止措置が適正に執られているかどうかの調査を行い、禁止薬剤の使用および残留防止に関する重要な欠陥があるという報告書をまとめたことから問題が拡大した。12月のEU獣医学常任委員会で、この内容が報告され(EU, 2001)、同委員会では、委員会案として中国産の動物由来製品の輸入一時停止案を提出し、これが1月24日投票によって採択された。

EUでは、指令97/78/EC、および同動物栄養95/53/ECで「人間および動物の健康を著しく損なう可能性のある第3国からの生産物輸入に対して必要な措置を取る」ことを規定しており、この案件はこれに基づいて処理された。1月30日には委員会決定として成立し、加盟国へ通達され、各国が対応に入った。今回の輸入一時停止措置の対象となる品目は、兎肉、鶏肉、ハチミツ、貝類、甲殻類、冷凍エビ類、およびペットフードで、2000年度におけるEU地域全体での輸入総額は、3億2770万ユーロにも上る。この措置は、中国側の対応および、今後の食品検査の結果によって期間の長短が見直される。

この問題については、すでにEU、イギリスの農務省食品基準局などが報道向けの詳報をインターネットに掲載してきた。ここではまず2001年度に11000tの中国産ハチミツを直接輸入しているイギリスでの経緯を紹介する。EUの輸入一時停止措置の発動より前、1月25日にEU獣医学常任委員会からの勧告を受けイギリスではハチミツを含む中国産動物由来食品の残留検査を始めていた。食品基準局は1月31日にはEUの輸入一時停止措置を受けて、これを支持する通達を出し、中国産動物由来食品に関する輸入禁止措置を一般向けに公表した。この中で現在輸入途上にあるものは各防疫所でチェックし、また厳重な検査を行って輸入を認め(EUが定めた3月中旬までの6週間)、それ以降に関してはEUが対象製品に関して輸入停止措置を解くまでは輸入できないこととしている。ここで興味深いのは、この文面中には、ハチミツのことは触れられていない点である(鶏肉についてはすでに2001年4月に直接輸入禁止となっている)。

またこの時点ですでに国内市場に出回っている商品についての検査を始めていることを公表している。同時に消費者向けの声明として、中国産のこれらの食品の利用を妨げないが、今後の危険がありうる点を了解して欲しいこと、中国レストランなどを避ける必要はないこと、(そしてここで初めて)ハチミツについては緊

急の検査を行っているが消費を避ける必要のないことを公表した。

ハチミツについては2月6日にはストレプトマイシンを15検体中7検体で検出したと公表した。この時点では、残留レベルが低いこともあって、消費者に対する食品安全警告とはせず、消費者向けには食用を避ける必要はなく、ただし販売店への返品ができるという表現をしている。ただ、使用禁止薬剤が使われていることを重く見て同時に、各企業に市場からの中国産ハチミツおよびそのブレンド品の回収勧告を行った。EUから1月31日付けの輸入一時停止に付随してはこのような販売者や消費者への周知は含まれていなかったが、状況の拡大が見込まれたこともあり公表に踏み切ったようである。この勧告では、メーカー名、商品名が明示され、また一方で、すでに購入してしまった消費者に対して、健康被害が出る可能性はきわめて低いことなどを述べて、消費そのものに対しての影響を極力抑える措置としている。また一般消費者からの問い合わせに答える名目で、Q&Aを公開し、中国産かどうかはラベル表示を見て欲しいなどの一般的な情報を提供し始めた。19日にはクロラムフェニコールを16検体

中10検体から検出し、ストレプトマイシンが検出された段階で2月7日に発効された食品危険警告はカテゴリーDからカテゴリーBに引き上げられた。さらに3月18日には中国産ローヤルゼリー（カプセル製品）からも微量のクロラムフェニコールが検出され、回収品目はハチミツからローヤルゼリーにまで拡大した。

一方カナダでは、より広範囲の自主回収勧告が食品検査局より出されている。この対象となっているのは、中国産ハチミツを使用した加工食品（パン類、菓子類など）で、メーカー名、商品名が公表されて、メーカーも対応に追われているが、今後の検査結果次第ではさらに対象商品が増える可能性が指摘されている。

（文責 松香光夫）

参考文献等

厚生労働省（2002）

<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2002/04/h0426-5.html>

日蜂協（2002）日蜂通信 478号（2002. 5. 25）

EU（2001）中国査察報告書

http://europa.eu.int/index_en.htm